

○群馬県立高等学校管理に関する規則

(昭和四一年二月二十九日
教育委員会規則第一三三号)

最終改正 平成二三年三月二四日教育委員会規則第八号

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十三条の規定に基づき、群馬県立高等学校(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学則)

第二条 校長は、当該学校の学則を定めるものとする。

2 校長は、前項の学則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ群馬県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得なければならない。

(名称、位置等)

第三条 学校の名称及び位置は、群馬県立学校設置条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の定めるところによる。

2 学校の課程、学科、生徒定員等は、群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則(昭和三十三年群馬県教育委員会規則第四号)の定めるところによる。

3 学校の通学区域は、全県一区とする。

第二章 学期及び休業日

(学期)

第四条 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号。以下

「施行令」という。)第二十九条に規定する学校の学期は、次のとおりとする。

第一期 四月一日から七月三十一日まで

第二期 八月一日から十二月三十一日まで

第三期 一月一日から三月三十一日まで

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から三月三十一日まで

(休業日)

第五条 学校の休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 学年始め休業日 四月一日から同月七日まで

四 夏季休業日

五 秋季休業日(学期を前期及び後期とする学校に限る。)

六 冬季休業日

七 学年末休業日

八 群馬県民の日 十月二十八日

九 前各号に定めるもののほか、校長が特に必要と認め教育委員会の承認を得た日

2 校長は、翌年度の前項第四号から第七号までに規定する休業日の期間をそれぞれ定め、毎年度末までに教育委員会に届け出なければならない。ただし、これらの休業日の期間の合計は、六十二日以内とする。

(振替授業等)

第六条 校長は、教育上必要がある、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日と授業日を振り替え、又は休業日に授業を行うことができる。

(臨時休業)

第七条 校長は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。)第百四条第一項において準用する施行規則第六十三条前段の規定により臨時に授業を行なわなかったときは、その旨を群馬県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告しなければならない。

第三章 教育課程

(教育課程)

第八条 校長は、翌年度に実施する教育課程を毎年十二月末日までに編成し、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の教育課程の編成は、高等学校学習指導要領及び教育委員会の定める基準によらなければならない。

3 校長は、第一項の教育課程を変更したときは、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

(修学旅行及び対外競技)

第九条 修学旅行及び対外運動競技は、教育委員会が定める基準によらなければならない。

2 技術、芸能等に関する対外競技は、教育活動の一環として実施しなければならない。

(学校以外の施設利用)

第十条 校長は、学校の施設以外の施設を利用する場合は適正な教育計画に基づいて行なわなければならない。

2 前項の場合において、学年又は学級を単位として宿泊を要する

群馬県立高等学校管理に関する規則

ときは、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

第四章 教科書及び教材

(教科書)

第十一条 教科書は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十二条において準用する同法第三十四条第一項に規定する教科用図書のうちから教育委員会が採択したものを使用しなければならない。

(教材の選定)

第十二条 校長は、教材を選定するにあたっては、教育効果の向上と保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

(準教科書)

第十三条 校長は、準教科書(教科書の発行されていない科目の主な教材として使用する教科用図書をいう。)を使用するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

第十四条 削除

第五章 学習の評価

(学習の評価)

第十五条 生徒の学習の評価は、高等学校学習指導要領に示されている各教科、科目及び特別活動の目標並びに総合的な学習の時間のねらいを基準として行なうものとする。

(単位の認定)

第十六条 校長は、生徒が学校の定める教育計画に従って教科、科目又は総合的な学習の時間(以下「科目等」という。)を履修し、その成果が科目等の目標又はねらいからみて満足できると認められるときは、その科目等について所定の単位を修得したことを認定するものとする。

群馬県立高等学校管理に関する規則

- 2 校長は、出席授業時数が年間総授業時数の三分の二に満たない生徒については、単位修得の認定をすることができない。
- 3 校長は、補講その他適切な指導を実施したときは、その時数を前項の出席授業時数に加算することができる。
(原級留め置き)
- 第十七条 校長は、生徒のうち当該学年において修得すべき単位を修得しないものを、原級に留め置くことができる。
第六章 職員
- (職員) 第十八条 学校に、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、学校に副校長を置くことができる。
- 3 前項の規定により副校長を置くときは、第一項の規定にかかわらず、教頭を置かないことがある。
- 4 第一項の職員のうち教頭に付いては、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程ごとに置く。ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長を置く一の課程については、教頭を置かないことができる。
- 5 学校ごとの職員の定数は、教育長が定める。
- 第十九条から第二十一条まで 削除
- (事務長) 第二十二条 施行規則第八十二条に規定する事務長は、事務長(主監)、事務長(次長)、事務長(補佐)(総括)、事務長(補佐)、事務長(係長)(総括)又は事務長(係長)とし、教育委員会が命ずる。
(教務主任及び学年主任)

- 第二十六条 学校の運営に関し必要な組織は、法令及びこの規則に定めるもののほか、校長が定める。
 - 2 前項の組織は、学校の能率的運営に資するものでなければならぬ。
 - 3 校長は、校務分掌、教科担任、学年担任、学級担任等を毎年四月末日までに教育長に報告しなければならない。
 - (職員会議) 第二十六条の二 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。
 - (服務) 第二十七条 職員の勤務時間の割り振り、出張の命令、休暇の承認その他職員の服務に関し必要な事項は、別に定める。
 - 第七章 施設及び設備の管理
(管理責任者) 第二十八条 校長は、学校の施設及び設備を管理し、その整備に努めなければならない。
 - 2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の維持管理に当たる。
 - (台帳) 第二十九条 校長は、施設及び設備の管理に関し、必要な台帳等を調整し、常に現状を掌握しておかなければならない。
 - (報告) 第三十条 校長は、火災、風水害等により学校の施設又は設備がき損し、又は亡失したときは、その状況をすみやかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (貸与) 第三十一条 校長は、教育委員会が定める規準により、学校の施設
- 群馬県立高等学校管理に関する規則

- 第二十三条 施行規則第四百四条において準用する施行規則第四十四条に規定する教務主任及び学年主任は、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。
- (保健主事) 第二十四条 施行規則第四百四条において準用する施行規則第四十五条に規定する保健主事は、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。
(生徒指導主事) 第二十四条の二 施行規則第四百四条において準用する施行規則第七十条に規定する生徒指導主事は、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。
- (進路指導主事) 第二十四条の三 施行規則第四百四条において準用する施行規則第七十一条に規定する進路指導主事は、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。
- (図書教諭) 第二十四条の四 学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)第五条に規定する司書教諭は、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。
- (学科主任及び農場長) 第二十五条 施行規則第八十一条に規定する学科主任及び農場長は、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。
- 2 農場を有し、かつ、総合学科を置く学校には、農場長を置くことができる。
- 3 第一項の規定並びに施行規則第八十一条第三項及び第五項の規定は、前項に規定する農場長について準用する。
(組織及び分掌)

- を社会教育その他公共のために使用させることができる。
- (警備、防火、避難等) 第三十二条 校長は、学校の警備、防火、避難等の計画を作成し、毎年四月末日までに教育長に報告しなければならない。
- (日直及び宿直) 第三十三条 校長は、休日及び勤務を要しない日並びに正規の勤務時間以外の時間において、職員に日直又は宿直を命じることができ。
- 2 前項の場合において、校長は、必要に応じて職員以外の者に日直又は宿直を代行させることができる。
 - 3 前二項の規定により日直又は宿直を命じられた者は、第一項に規定する日又は時間において学校の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視を行うものとする。
- 第八章 入学、留学、休学等
(入学の時期) 第三十四条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、校長は、相等年齢に達し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者については、第一学年の途中又は第二学年以上に入學を許可することができる。- 2 単位制による課程については、前項の規定にかかわらず、学期の区分に従い、生徒を入學させることができる。
- (入学志願) 第三十五条 入学者の募集、選抜及び入学志願の手続きについては、毎年度教育委員会が定める。
- (入学手続き) 第三十六条 校長は、入學を許可した者について、保護者及び保証人連署の誓約書並びに住民票の写しを提出させなければならない

い。

（保護者及び保証人）

第三十七条 保護者は、次の各号に該当する者で、校長に対して生徒に関するいつさいの責任を負うことのできるものでなければならぬ。

- 一 生徒の父母、兄弟、後見人又は縁故者
- 二 成年者で独立の生計を営む者
- 三 保証人は、独立の生計を営む成年者で校長に対して生徒に関するいつさいの責任を負うことができるものでなければならぬ。
- 四 生徒は、保護者又は保証人が転居し、又は氏名を変更したときは、その旨をすみやかに校長に届け出なければならぬ。

4 校長は、保護者又は保証人が適当でないと認めるときは、これを変更させることができる。

5 校長は、保護者又は保証人が死亡し、又は第一項若しくは第二項に規定する要件を欠いたときは、あらためてこれを選任させるものとする。

（再入学）

第三十八条 校長は、自己の都合により退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願を提出させなければならない。

2 校長は、前項の再入学願を適当と認め、かつ、退学後一年以内の場合に限り、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

（留学）

第三十八条の二 校長は、生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、留学願を提出させなければならない。

2 校長は、前項の留学願を適当と認めるときは、留学を許可するものとする。

ことができる。

3 校長は、前項の規定により留学を許可された生徒（以下「留学生」という。）の留学が終了したときは、留学終了届を提出させなければならない。

4 校長は、留学生の留学中の履修の状況を適当と認めるときは、外国の高等学校における履修をもつて、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

（休学）

第三十九条 校長は、生徒が病気その他やむを得ない理由のため三月以上引き続き出席することができない場合は、休学願を提出させなければならない。

2 校長は、前項の休学願を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。

3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、一年を限り、その期間を延長することができる。

（復学）

第四十条 校長は、休学中の生徒が、その理由がなくなつたときは、復学願を提出させなければならない。

2 校長は、前項の復学願を適当と認めるときは、復学を許可するものとする。

（入学、退学等）

第四十一条 入学、退学、転学、留学、休学等については、法令及びこの規則に定めるもののほか、校長が定める。

第九章 生徒

（出席停止）

第四十二条 校長は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六

号）第十九条の規定により生徒の出席を停止したときは、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

（事故の報告）

第四十三条 校長は、教育に著しく影響があると認められる次に掲げる事故があつた場合は、速やかに、教育長に報告しなければならない。

- 一 生徒の非行
- 二 生徒の事故による死傷
- 三 生徒に係る火災、風水害、土砂の崩壊等による被害
- 四 集団の感染症等の発生（ほう賞）

第四十四条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

（懲戒処分等の報告）

第四十五条 校長は、施行規則第二十六条第二項の規定により、退学又は停学の処分を行つたときは、速やかにその旨を教育長に報告しなければならない。

第十章 寄宿舎

（寄宿舎）

第四十六条 校長は、寄宿舎の管理について必要な事項を定め教育長に届け出るものとする。

第十一章 通信制の課程

（通信制の課程）

第四十七条 通信制の課程に関し、この規則によりがたい事項については、別に定めるところによる。

第十二章 学校評議員

（学校評議員）

群馬県立高等学校管理に関する規則

第四十八条 学校に、学校評議員を置く。

第十三章 雑則

（表簿）

第四十九条 校長は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる表簿を備えなければならない。

- 一 学校沿革誌
- 二 卒業証書台帳
- 三 公文書綴
- 四 教育課程綴
- 五 統計表簿
- 六 諸願届綴
- 七 日宿直日誌

（入学料の未納者に対する措置）

第五十条 校長は、入学料が、入学を許可された日の翌日から起算して二週間を経過しても納付されるときは、群馬県立学校の入学料等に関する条例（昭和二十三年群馬県条例第十八号。以下「入学料条例」という。）第三条の二第二項の規定により、当該入学料を納付しなかつた生徒を、除籍することができる。

（授業料の未納者に対する措置）

第五十一条 校長は、授業料（入学料条例第五条第一項ただし書の規定により徴収する授業料をいう。以下同じ。）を納付すべき期日を経過しても納付されない授業料が六月分以上となつたとき（定時制の課程のうち単位制によるものにあつては、授業料を納付すべき期日の翌日から起算して六月を経過したとき）は、入学料条例第九条の二の規定により、当該授業料を納付しなかつた生徒に対して、出席の停止を命じることができる。

2 前項の規定により出席の停止を命じられた生徒が、当該出席の

群馬県立高等学校管理に関する規則

停止を命じられた日の翌日から起算して三月を経過してもなお授業料を納付しないときは、入学科条例第九条の二の規定により、当該出席の停止を命じられた生徒を、除籍することができる。

3 校長は、前二項の規定により出席の停止を命じ、又は除籍しようとする場合には、あらかじめ、その旨及びその理由を記載した書面を当該生徒に対して交付し、当該生徒及びその保護者から意見を聴取しなければならない。

(委任)

第五十二条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 昭和四十二年度の教育課程は、第八条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年二月末日までに編成するものとする。

3 昭和四十四年度に限り、第四条中「八月三十一日」とあるのは「八月二十六日」と、「九月一日」とあるのは「八月二十七日」と、第五条第四号中「七月二十一日から八月三十一日まで」とあるのは「七月十六日から八月二十六日まで」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例（昭和五十七年群馬県条例第三十四号）の藤岡北高等学校に関する改正規定の施行の際現に藤岡高等学校の農業科及び生活科に在学する者は、第四十一条の規定にかかわらず、それぞれ藤岡北高等学校の農業科及び生活科に転学させるものとする。

5 群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例（平成十九年群馬県条例第三十三号）の藤岡高等学校に関する改正規定の施行の日の前日に藤岡高等学校の定時制の課程の普通科に在学する者は、

第四十一条の規定にかかわらず、施行の日に藤岡中央高等学校の定時制の課程の普通科の相当学年に転学させるものとする。

6 群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例（平成十九年群馬県条例第六十八号）第一条の規定の施行の日の前日に安中高等学校の定時制の課程の普通科に在学する者は、第四十一条の規定にかかわらず、同条例第一条の規定の施行の日に安中総合学園高等学校の定時制の課程の普通科の相当学年に転学させるものとする。